

監査委員公表第4号

監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年7月30日

寒川町監査委員 北 村 美 仁
同 天 利 薫

- 1 監査の種類
財政援助団体等の監査（公の施設の指定管理）
- 2 監査の実施期間
令和2年6月3日から令和2年6月29日まで
- 3 監査の対象機関
シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)指定管理者
：シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体
所管課：都市建設部都市計画課
- 4 監査の対象
令和元年度シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)の管理に係る出納その他の事務並びに都市計画課の指定管理に係る出納その他の事務
- 5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容
監査の実施にあたっては、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体及び町都市建設部都市計画課より監査説明書及び関係書類等の提出を求め、施設が関係法令等に沿って適切に管理されているか、協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設管理に係る出納その他の事務が目的に沿って適切に行われているか等を主眼として監査を実施し、関係職員等の説明を聴取し併せて現地調査を行った。
- 6 監査の結果
指定管理に係る事務については、一部留意すべき事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。
留意すべき事項は口頭により指導した。